消防職員の不祥事に対するお知らせとお詫び

このたび，行方消防署において，職員が積立をしている食費及び旅行積立金等に不正な支出が判明したことから，内部調査等を踏まえ，以下のとおり職員の懲戒処分を行いました。

本来，率先して法令を遵守し，地域住民の皆様からの信頼を得て業務を進めていく立場であるにもかかわらず，このような不祥事を発生させてしまい，消防に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことにつきまして，心からお詫び申し上げます。

今回，不正が見抜けなかった体制を深く反省するとともに，地域の皆様の信頼回復に向け，法令遵守の徹底と再発防止に全力をあげて取り組んでまいります。

令和４年９月２２日

鹿行広域事務組合消防本部
消防長事務取扱 岸田 一夫

１　被処分者
行方消防署　消防士　２０歳代　男性

２　被処分者の処分
停職６月間（地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに同法第 33 条に基づく懲戒処分）

３　事案の概要
令和４年２月から７月までの間に，職員で積立を行っている食費及び旅行積立金等の管理を担当していた職員が，複数回にわたり不正な支出を行うとともに，消防職員互助会から見舞金を不正に受給した。また，事実確認を進める中で事実と異なる報告をし，職務を混乱させた。
なお，不正に支出，受給した額については，全額が補填された。

４　処分日
令和４年９月２２日

５　管理監督者の処分

行方消防署 副参事兼消防第一課長	戒 告（地方公務員法第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく懲戒処分）
行方消防署 消防署長	訓 告
行方消防署 消防第二課長	訓 告
消防本部 予防課長（前 行方消防署長）	訓 告